

都市景観形成地区の屋外広告物規格

表 1 都市景観形成地区

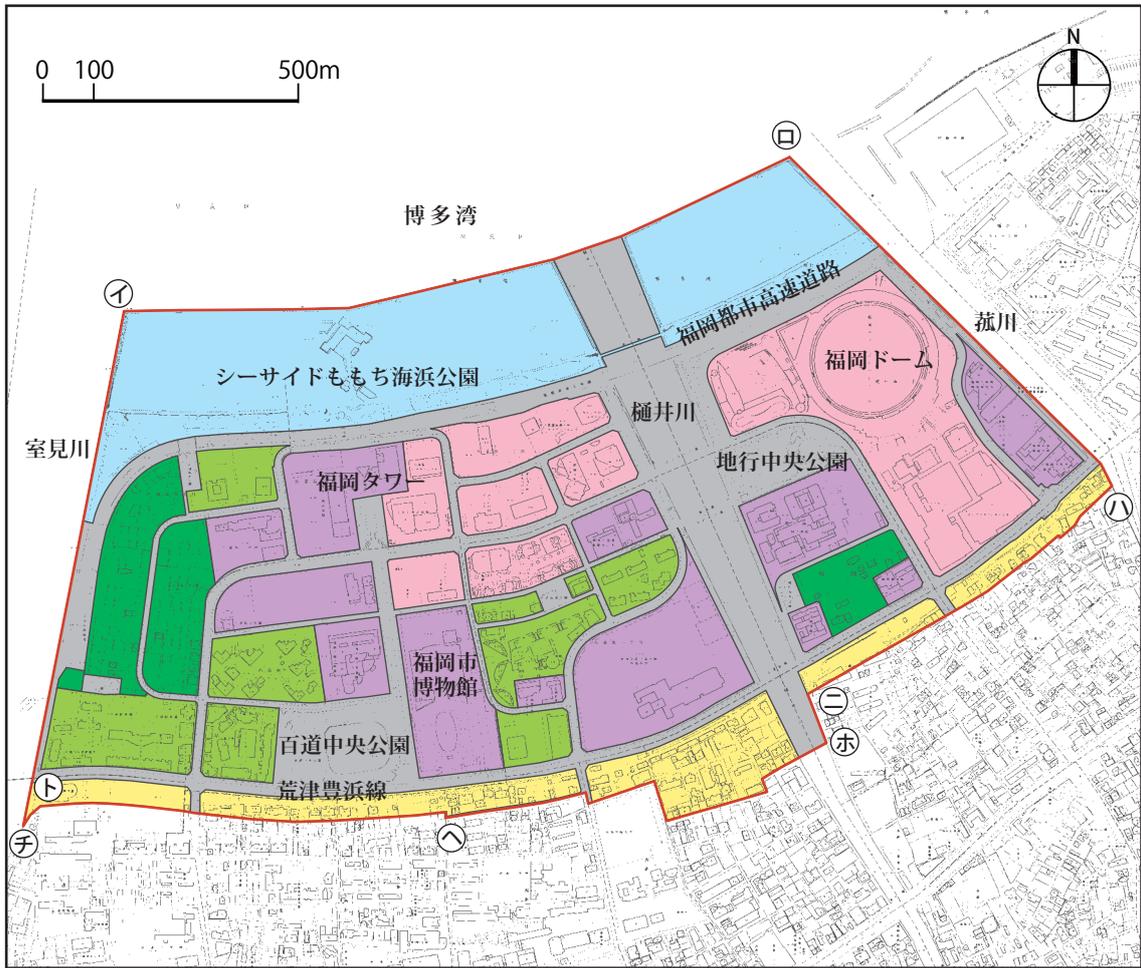
地区名	指定年月日 ／ 指定面積	概要	
シーサイド ももち地区	約 185.6ha ／ H8. 4. 25	昭和 57 年に埋立が開始され、平成元年の博覧会開催を経て、ウォーターフロントの環境と都心・副都心に近い立地を活かした「21 世紀を展望した計画的なまちづくり」が始められた地区	
御供所地区	約 28.0ha ／ H10. 11. 30	日本最初の禅寺聖福寺、東長寺などの数多くの寺社により本市で有数の歴史的環境を形成している地区	
天神(明治通り・ 渡辺通り)地区	約 15.7ha ／ H12. 3. 2	福岡市の都心を東西及び南北に貫き、福岡の発展の軸となってきたメインストリートであり、本市の都心としてだけでなく、九州さらには西日本を代表する最大の商業・業務機能が集積している地区	
香椎副都心 (千早)地区	約 17.6ha ／ H17. 4. 25	本市の東の副都心として独立行政法人都市再生機構が平成 5 年度より土地区画整理事業を進めているエリアの中心をなす地区	
アイランドシ ティ香椎照葉 地区	約 94.0ha ／ H23. 3. 3	誰もが快適な生活を営むことができる住宅地の整備や、環境との共生を図る豊かな緑地空間の整備、アジア・世界を見据えた新しい産業の集積を目指し、魅力ある都市空間の形成を図る地区	
元岡地区	約 18.3ha ／ H23. 3. 3	九州大学学術研究都市構想で位置づけられたタウン・オン・キャンパスにふさわしい良好な市街地環境の形成・保全を図り、九州大学の門前町として風格あるまちづくりの推進を図る地区	
はかた駅前通り 地区	約 7.0ha ／ H23. 7. 28	博多駅地区と天神地区をつなぎ、博多のまちの新たなシンボルとなる魅力的な都市空間の形成を図る地区	
承天寺通り地区	約 2.6ha ／ R02. 3. 30	博多駅と博多旧市街をつなぎ、博多部の歴史・伝統・文化を醸し出すまちなみの形成を図る地区	

※次ページ以降は、「福岡市景観計画」の地区別編から、屋外広告物に関連する事項を抜粋

① シーサイドももち地区 都市景観形成地区

1 区域及び地区区分

シーサイドももち地区都市景観形成地区の区域及び地区区分は、下記のとおりです。



凡 例		境界説明表	
<div style="border: 1px solid red; width: 20px; height: 10px; display: inline-block;"></div> 都市景観形成地区区域		イ-ロ	離岸堤
地区区分	<div style="background-color: green; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></div> 戸建住宅地区	ロ-ハ	河川との境界線
	<div style="background-color: lightgreen; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></div> 集合住宅地区	二-ホ	
	<div style="background-color: pink; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></div> 商業・業務・レクリエーション地区	子-イ	
	<div style="background-color: purple; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></div> 文化・公益施設地区	ハ-ニ	福岡都市計画道路荒津豊浜線の境界線から50メートル
	<div style="background-color: yellow; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></div> よかトピア通り地区	ハ-ト	
	<div style="background-color: lightblue; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></div> 海浜公園地区	ホ-イ	道路中心線
公共空間（道路、公園、河川）		ト-子	道路区域の境界線

2 景観形成方針



21世紀を展望した『海に開かれた活力あるアジアの拠点都市』の創造の一環として、また、「都市景観に大きなウエイトを置いたまちづくり」を将来にわたり維持・育成していくことを目的として、当地区全体の景観形成方針を次のとおり定めます。

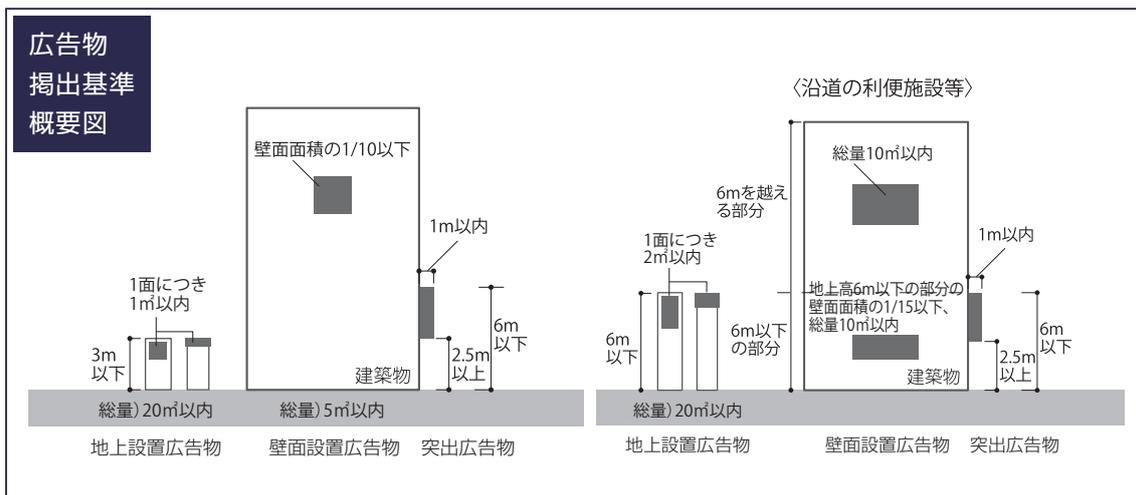
- ウォーターフロントという特性と職・住・遊複合という特性を活かした魅力ある都市空間の形成及び保全を図る。
- 近未来型の快適な海浜都市環境の形成及び保全を図る。

地区区分	地区区分の景観形成方針
戸建住宅地区	<ul style="list-style-type: none">・ 建築協定・緑化協定等によって創出されつつある戸建住宅地区にふさわしい多様な個性とゆとりを持つまちなみの形成及び保全を図る。・ 緑あふれる快適な居住環境の形成・保全を図る。
集合住宅地区	<ul style="list-style-type: none">・ 東西南北すべてに多様な表情を持つ個性豊かなまちなみの形成・保全を図る。・ 緑豊かなオープンスペースを持つ快適な居住環境の形成・保全を図る。
商業・業務地区・レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none">・ 人々が集い、憩い、交流する活気と賑わいのある都市空間の形成・保全を図る。・ 開放的で潤い豊かなまちなみの形成・保全を図る。
文化・公益施設地区	<ul style="list-style-type: none">・ 新しい都市的魅力を備え、地域の核となる質の高い都市空間の形成・保全を図る。・ 緑の軸を活かした、風格と文化の香りあふれるまちなみの形成・保全を図る。
よかトピア通り地区	<ul style="list-style-type: none">・ 新市街地と調和した良好な沿道景観の形成を図る。・ 良好な住宅地環境の保全を図る。
海浜公園地区	<ul style="list-style-type: none">・ 景観に配慮して整備された親水性の高い海浜空間の維持・保全を図る。・ 新たなアミューズメント空間としての都市型ウォーターフロント空間の形成を図る。
公共空間 (道路、公園、河川)	<ul style="list-style-type: none">・ 景観に配慮して整備された質の高い公共空間の維持・保全を図る。

戸建住宅地区

屋外広告物

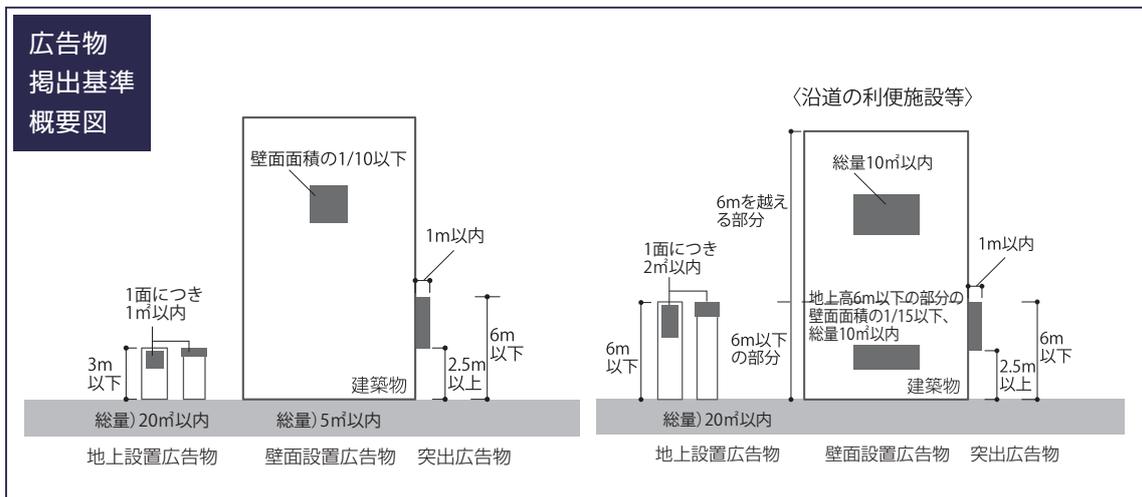
行為の制限	
掲出基準の目標	<ol style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な最小限の掲出とし、質の高い広告物の設置に努める。 沿道の利便施設等については、広告物が生活空間の落ち着きを損なわないよう低層部を中心に小型で質の高い広告物の設置に努めるとともに、住宅地区内の主要道路に面した商業空間として住宅地区内における利便性の向上に配慮する。
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 自家用広告物に限る。 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 ネオン管の露出する広告物は、設置してはならない。 点滅する広告物は、設置してはならない。 道路を占用する広告物は、設置してはならない。 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。
屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 設置してはならない。
壁面設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 壁面1面につき総量5㎡以内とし、壁面面積の1/10以下とする。 沿道の利便施設等に設置されるものについては、地上高6mを超える範囲では、壁面1面につき総量10㎡以内とし、地上高6m以下の範囲では、壁面1面につき総量10㎡以内、かつ、地上高6m以下の部分の壁面面積の1/15以下とする。 壁面からの突き出し幅は、30cm以内とする。 窓面広告は、設置してはならない。
地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 地上から広告物の上端までの高さは、3m以下（沿道の利便施設等に設置されるものについては、6m以下）とする。 表示面積は、1面につき1㎡以内（沿道の利便施設等に設置されるものについては、2㎡以内）とする。ただし、地上設置広告物が円柱の場合は、最大円周の1/3に高さに乗じて得られる面積を1面とみなし、その1面につき1㎡以内（沿道の利便施設等に設置されるものについては、2㎡以内）とする。 表示面積の総量は、1敷地につき20㎡以内とする。ただし、駐車場誘導表示その他これに類するものはこの限りではない。
突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 取付位置は、地上高2.5m以上、6m以下とする。 壁面からの突き出し幅は、1m以内とする。 各広告物の間隔は、5m以上とする。



集合住宅地区

屋外広告物

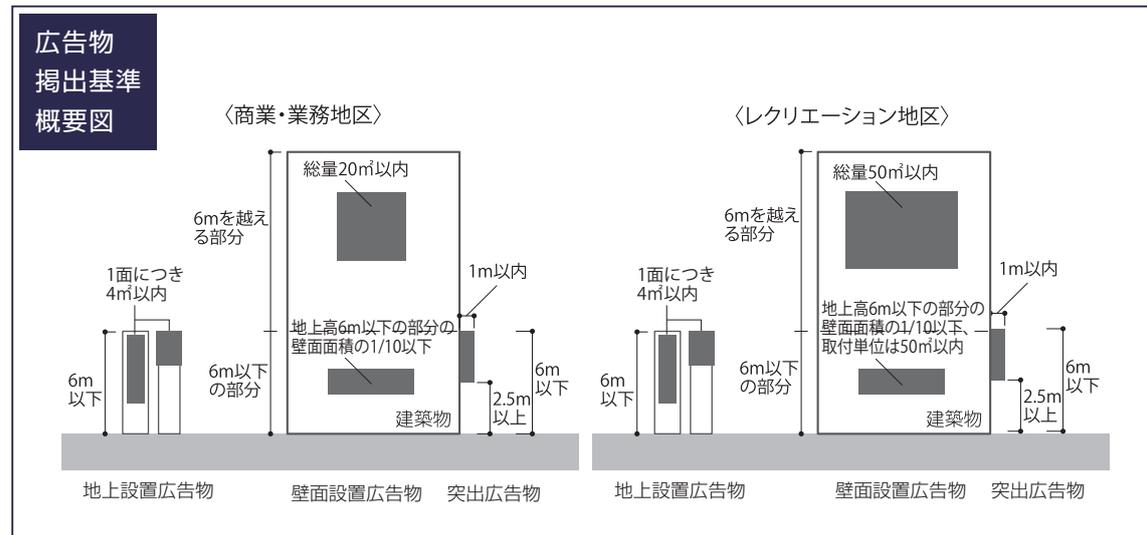
行為の制限	
掲出基準の目標	<ol style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な最小限の掲出とし、質の高い広告物の設置に努める。 沿道の利便施設等については、広告物が生活空間の落ち着きを損なわないよう低層部を中心に小型で質の高い広告物の設置に努めるとともに、住宅地区内の主要道路に面した商業空間として住宅地区内における利便性の向上に配慮する。
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 自家用広告物に限る。 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 ネオン管の露出する広告物は、設置してはならない。 点滅する広告物は、設置してはならない。 道路を占有する広告物は、設置してはならない。 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。
屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 設置してはならない。
壁面設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 壁面1面につき総量5m^2以内とし、壁面面積の$1/10$以下とする。 沿道の利便施設等に設置されるものについては、地上高6mを超える範囲では、壁面1面につき総量10m^2以内とし、地上高6m以下の範囲では、壁面1面につき総量10m^2以内、かつ、地上高6m以下の部分の壁面面積の$1/15$以下とする。 壁面からの突き出し幅は、30cm以内とする。 窓面広告は、設置してはならない。
地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 地上から広告物の上端までの高さは、3m以下（沿道の利便施設等に設置されるものについては、6m以下）とする。 表示面積は、1面につき1m^2以内（沿道の利便施設等に設置されるものについては、2m^2以内）とする。ただし、地上設置広告物が円柱の場合は、最大円周の$1/3$に高さに乗じて得られる面積を1面とみなし、その1面につき1m^2以内（沿道の利便施設等に設置されるものについては、2m^2以内）とする。 表示面積の総量は、1敷地につき20m^2以内とする。ただし、駐車場誘導表示等は除く。
突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 取付位置は、地上高2.5m以上、6m以下とする。 壁面からの突き出し幅は、1m以内とする。 各広告物の間隔は、5m以上とする。



商業・業務・レクリエーション地区

屋外広告物

行為の制限	
掲出基準の目標	<p>(商業・業務地区)</p> <ol style="list-style-type: none"> 中高層部は、建築物のデザインの表現を阻害しないよう建築物の名称等に制限するが、低層部は積極的に賑わいの演出に努め、洗練された遠景と活気のある近景を両立させる。 <p>(レクリエーション地区)</p> <ol style="list-style-type: none"> 周辺の住宅地等への影響を考慮した質の高い広告物の設置に努めるとともに、広い敷地内での施設利用者に対する楽しさの演出に配慮する。
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 自家用広告物に限る。 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 ネオン管の露出する広告物は、設置してはならない。 点滅する広告物は、設置してはならない。 道路を占用する広告物は、設置してはならない。 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。
屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 設置してはならない。
壁面設置広告物	<p>(商業・業務地区)</p> <ol style="list-style-type: none"> 地上高6mを超える範囲では、壁面1面につき総量20㎡以内とし、地上高6m以下の範囲では、壁面1面につき地上高6m以下の部分の壁面面積の1/10以下とする。 <p>(レクリエーション地区)</p> <ol style="list-style-type: none"> 地上高6mを超える範囲では、壁面1面につき総量50㎡以内とし、地上高6m以下の範囲では、壁面1面につき地上高6m以下の部分の壁面面積の1/10以下とし、取付単位は50㎡以内とする。 <p>(共通)</p> <ol style="list-style-type: none"> 壁面からの突き出し幅は、30cm以内とする。 窓面広告は、設置してはならない。
地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 地上から広告物の上端までの高さは、6m以下とする。 表示面積は、1面につき4㎡以内とする。ただし、地上設置広告物が円柱の場合は、最大円周の1/3に高さに乗じて得られる面積を1面とみなし、その1面につき4㎡以内とする。
突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 取付位置は、地上高2.5m以上、6m以下とする。 壁面からの突き出し幅は、1m以内とする。 各広告物の間隔は、5m以上とする。

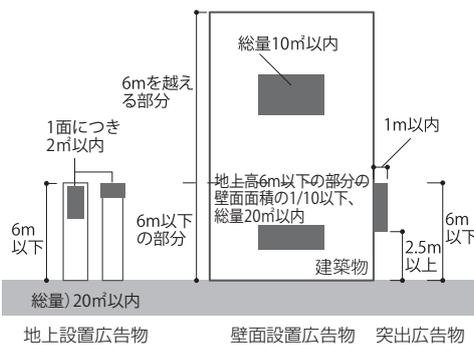


文化・公益施設地区

屋外広告物

行為の制限	
掲出基準の目標	<ol style="list-style-type: none"> 各施設の名称及び公共サイン的な機能をもつもの等に制限し、質の高い広告物の設置に努め、文化施設・教育施設・医療施設等を中心とした落ち着いた空間を確保する。 百道浜2丁目3番の敷地については、商業・業務地区の基準を適用する。
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 自家用広告物に限る。 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 ネオン管の露出する広告物は、設置してはならない。
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 点滅する広告物は、設置してはならない。 道路を占有する広告物は、設置してはならない。 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。
屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 設置してはならない。
壁面設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 地上高6mを超える範囲では、壁面1面につき総量10㎡以内とし、地上高6m以下の範囲では、壁面1面につき総量20㎡以内、かつ、地上高6m以下の部分の壁面面積の1/10以下とする。 百道浜2丁目3番の敷地については、商業・業務地区の基準を適用する。 壁面からの突き出し幅は、30cm以内とする。 窓面広告は、設置してはならない。
地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 地上から広告物の上端までの高さは、6m以下とする。 表示面積は、1面につき2㎡以内とする。ただし、地上設置広告物が円柱の場合は、最大円周の1/3に高さに乗じて得られる面積を1面とみなし、その1面につき2㎡以内とする。 表示面積の総量は、1敷地につき20㎡以内とする。ただし、駐車場誘導表示等は除く。 百道浜2丁目3番の敷地については、商業・業務地区の基準を適用する。
突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 取付位置は、地上高2.5m以上、6m以下とする。 壁面からの突き出し幅は、1m以内とする。 各広告物の間隔は、5m以上とする。

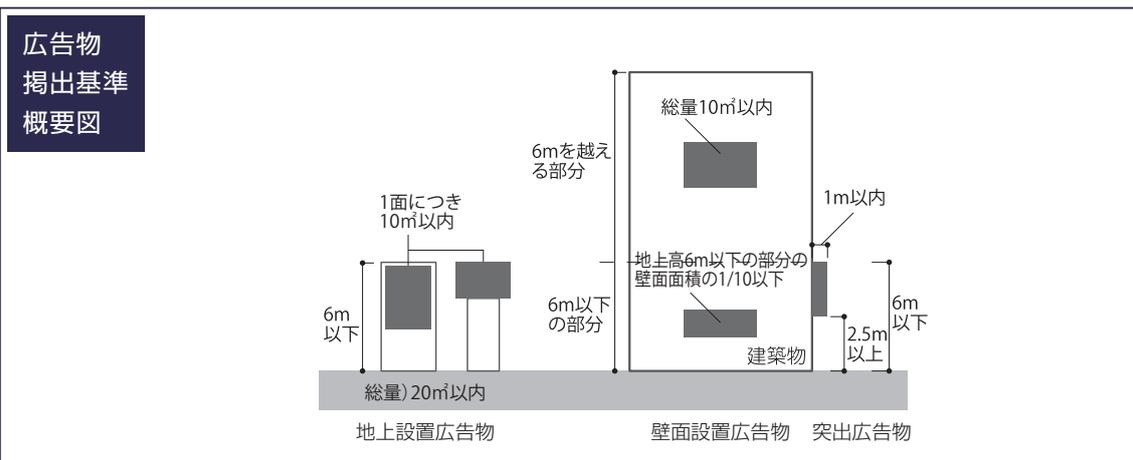
広告物 掲出基準 概要図



よかトピア通り地区

屋外広告物

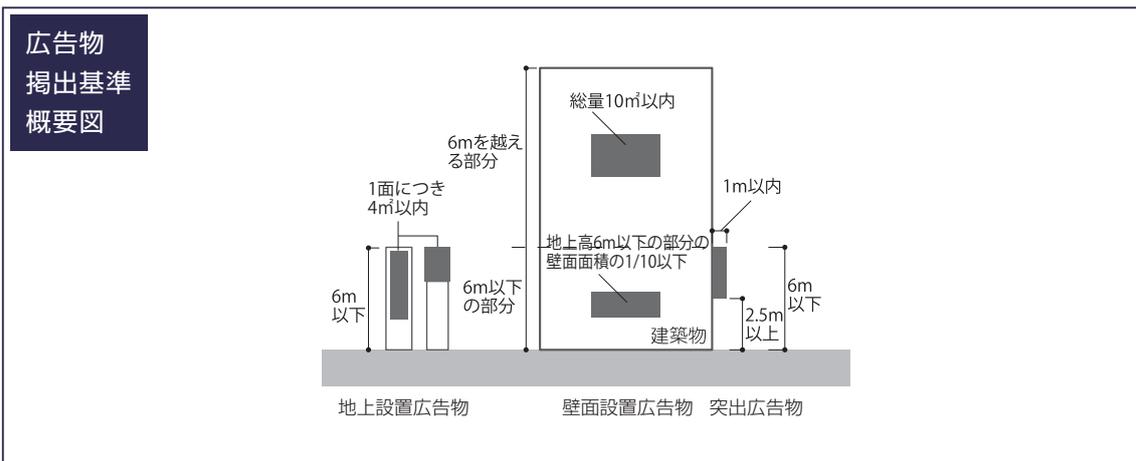
行為の制限	
掲出基準の目標	1. 住宅地としての環境を維持し、よかトピア通りの良好な沿道景観を誘導するため、質の高い広告物の設置に努める。
共通事項	1. 自家用広告物に限る。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. ネオン管の露出する広告物は、設置してはならない。 4. 点滅する広告物は、設置してはならない。 5. 道路を占用する広告物は、設置してはならない。 6. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。
屋上設置広告物	1. 設置してはならない。
壁面設置広告物	1. 地上高6mを超える範囲では、壁面1面につき総量10㎡以内とし、地上高6m以下の範囲では、壁面1面につき地上高6m以下の部分の壁面面積の1/10以下とする。 2. 壁面からの突き出し幅は、30cm以内とする。 3. 窓面広告は、設置してはならない。
地上設置広告物	1. 地上から広告物の上端までの高さは、6m以下とする。 2. 表示面積は、1面につき10㎡以内とする。ただし、地上設置広告物が円柱の場合は、最大円周の1/3に高さに乗じて得られる面積を1面とみなし、その1面につき10㎡以内とする。 3. 表示面積の総量は、1敷地につき20㎡以内とする。ただし、駐車場誘導表示等は除く。
突出広告物	1. 取付位置は、地上高2.5m以上、6m以下とする。 2. 壁面からの突き出し幅は、1m以内とする。 3. 各広告物の間隔は、5m以上とする。



海浜公園地区

屋外広告物

行為の制限	
掲出基準の目標	1. 海浜公園の特徴である松林・砂浜・海と調和した質の高い広告物の設置に努めるとともに、四季を通じて活気と賑わいのある海浜空間の演出に配慮する。
共通事項	1. 自家用広告物に限る。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. ネオン管の露出する広告物は、設置してはならない。 4. 点滅する広告物は、設置してはならない。 5. 道路を占有する広告物は、設置してはならない。 6. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。
屋上設置広告物	1. 設置してはならない。
壁面設置広告物	1. 地上高6mを超える範囲では、壁面1面につき総量10㎡以内とし、地上高6m以下の範囲では、壁面1面につき地上高6m以下の部分の壁面面積の1/10以下とする。 2. 壁面からの突き出し幅は、30cm以内とする。 3. 窓面広告は、設置してはならない。
地上設置広告物	1. 地上から広告物の上端までの高さは、6m以下とする。 2. 表示面積は、1面につき4㎡以内とする。ただし、地上設置広告物が円柱の場合は、最大円周の1/3に高さに乗じて得られる面積を1面とみなし、その1面につき4㎡以内とする。
突出広告物	1. 取付位置は、地上高2.5m以上、6m以下とする。 2. 壁面からの突き出し幅は、1m以内とする。 3. 各広告物の間隔は、5m以上とする。

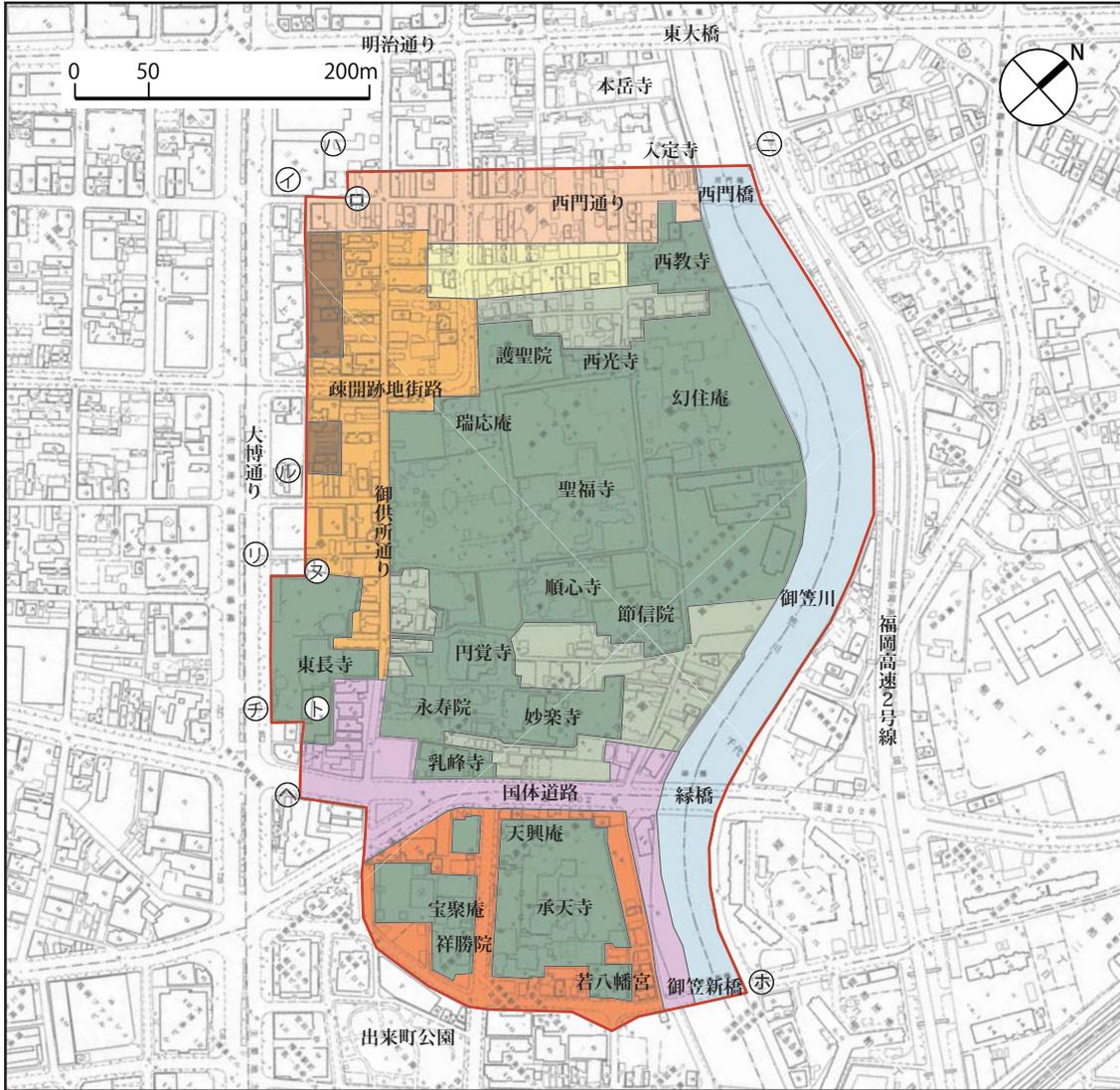


② 御供所地区 都市景観形成地区

1 区域及び地区区分

御供所地区都市景観形成地区の区域及び地区区分は、下記のとおりです。

都市景観形成地区



凡例		境界説明表	
都市景観形成地区区域		①-②、③-④、⑤-⑥、⑦-⑧、⑨-⑩	道路区域の境界線
地区区分	寺社境内地区	②-③	市道上呉服町 306 号線の境界線から 30 メートル
	寺社隣接地区	③-④	市道上呉服町 303 号線、市道上呉服町 307 号線及び市道上呉服町 309 号線の境界線から 25 メートル
	普賢堂地区	④-⑤	
	西門通り地区	⑤-⑥	
	御供所通り地区	⑥-⑦	河川との境界線
	国体道路地区	⑦-⑧、⑧-⑨	福岡都市計画道路博多駅築港線の境界線から 25 メートル
	桶屋町地区	⑧-⑨、⑨-⑩	
	御笠川地区	⑨-⑩	東長寺の敷地境界線

2 景観形成方針



御供所地区固有の歴史・文化を活かした地域と行政の共働によるまちづくりを推進していくことを目的として、当地区全体の景観形成方針を次のとおり定めます。

- 聖福寺、承天寺、東長寺等の歴史的寺社群、境内の豊かな緑、地域コミュニティを育んできた路地や太閤町割り等を活かし、歴史と文化のなかに生活と祭りが息づく都心居住地区としての魅力あるまちなみの形成及び保全を図る。
- 歴史環境地区にふさわしい街路、散策路、オープンスペース等の整備を進め、歴史的建造物やまちなみ等を結ぶ歴史回遊ネットワークの形成を図る。

地区区分	地区区分の景観形成方針
寺社境内地区	<ol style="list-style-type: none">1. 歴史的建造物及び境内の豊かな緑の保全を図る。2. 回遊性の高い開放的な境内の確保を図る。3. 寺社群を回遊する落ち着いた路地空間の保全を図る。
寺社隣接地区	<ol style="list-style-type: none">1. 隣接する寺社群と調和した落ち着いたまちなみの形成を図る。2. 隣接する寺社群の豊かな緑を活かした快適な居住環境の形成を図る。3. 地域コミュニティ豊かな路地空間の保全を図る。
普賢堂地区	<ol style="list-style-type: none">1. 歴史的なまちなみの整備を積極的に進め、博多の歴史を感じさせるまちなみの形成を図る。2. 町家の知恵を現代に活かした快適な居住環境の形成を図る。3. 地域コミュニティ豊かな路地空間の保全を図る。
西門通り地区	<ol style="list-style-type: none">1. 歴史的な環境を活かした個性あるまちなみの形成を図る。2. 町家の知恵を現代に活かした快適な居住環境の形成を図る。3. 活気と賑わいのある商業環境及び回遊性の高い安全で開放的な街路空間の形成を図る。
御供所通り地区	<ol style="list-style-type: none">1. 追い山コースや聖福寺の参道・門前であるという特性を活かしたまちなみの形成を図る。2. 町家の知恵を現代に活かした快適な居住環境の形成を図る。3. 活気と賑わいのある商業環境及び回遊性の高い安全で開放的な街路空間の形成を図る。
国道道路地区	<ol style="list-style-type: none">1. 歴史的な環境を活かしたまちなみの形成を図る。2. 隣接する寺社群の豊かな緑を活かした回遊性の高い安全で開放的な街路空間の形成を図る。
承天寺周辺地区	<ol style="list-style-type: none">1. 隣接する寺社群と調和した落ち着いたまちなみの形成を図る。2. 隣接する寺社群の豊かな緑を活かした快適な居住環境の形成を図る。
桶屋町地区	<ol style="list-style-type: none">1. 周辺の歴史的環境と調和した落ち着いたまちなみの形成を図る。
御笠川地区	<ol style="list-style-type: none">1. 寺社群の豊かな緑及び御笠川の水辺を活かした親水性の高い河川空間の形成を図る。

寺社隣接地区

屋外広告物

行為の制限	
提出基準の目標	<ol style="list-style-type: none">1. 日常生活に必要な最小限の掲出とする。2. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、伝統的町家の雰囲気と調和したものとする。
共通事項	<ol style="list-style-type: none">1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。4. 屋上広告物は、原則として設置してはならない。5. 点滅する広告物は、設置してはならない。6. 道路を占用する広告物は、設置してはならない。7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する。

ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しません。

普賢堂地区

屋外広告物

行為の制限	
提出基準の目標	<ol style="list-style-type: none">1. 日常生活に必要な最小限の掲出とする。2. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、伝統的町家の雰囲気と調和したものとする。
共通事項	<ol style="list-style-type: none">1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。4. 屋上広告物は、原則として設置してはならない。5. 点滅する広告物は、設置してはならない。6. 道路を占用する広告物は、設置してはならない。7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する。

ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しません。

西門通り地区

屋外広告物

行為の制限	
提出基準の目標	<ol style="list-style-type: none">1. 活気と賑わいのある商業空間の演出に配慮する。2. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、寺社群と調和した落ち着きのあるもので、伝統的雰囲気の中に現代的視点を取り入れたものとする。
共通事項	<ol style="list-style-type: none">1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。4. 屋上広告物は、原則として設置してはならない。

御供所通り地区

屋外広告物

行為の制限	
提出基準の目標	<ol style="list-style-type: none">1. 活気と賑わいのある商業空間の演出に配慮する。2. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、寺社群と調和した落ち着きのあるもので、伝統的雰囲気の中に現代的視点を取り入れたものとする。
共通事項	<ol style="list-style-type: none">1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。4. 屋上広告物は、原則として設置してはならない。5. 点滅する広告物は、設置してはならない。6. 道路を占用する広告物は、設置してはならない。7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する。

ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しません。

国体道路地区

屋外広告物

行為の制限	
提出基準の目標	<ol style="list-style-type: none">1. 活気と賑わいのある商業空間の演出に配慮する。2. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、寺社群と調和した落ち着きのあるものとする。
共通事項	<ol style="list-style-type: none">1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。4. 屋上広告物は、原則として設置してはならない。5. 点滅する広告物は、設置してはならない。6. 道路を占有する広告物は、設置してはならない。7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する。

ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しません。

承天寺周辺地区

屋外広告物

行為の制限	
提出基準の目標	<ol style="list-style-type: none">1. 活気と賑わいのある商業空間の演出に配慮する。2. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、寺社群と調和した落ち着きのあるものとする。
共通事項	<ol style="list-style-type: none">1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。4. 屋上広告物は、原則として設置してはならない。5. 点滅する広告物は、設置してはならない。6. 道路を占有する広告物は、設置してはならない。7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する。

ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しません。

桶屋町地区

③屋外広告物

行為の制限	
提出基準の目標	1. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、周辺の歴史的環境と調和した落ち着いたものとする。
共通事項	1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。 4. 屋上広告は、原則として設置してはならない。 5. 点滅する広告は、設置してはならない。 6. 道路を占有する広告は、設置してはならない。 7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する。

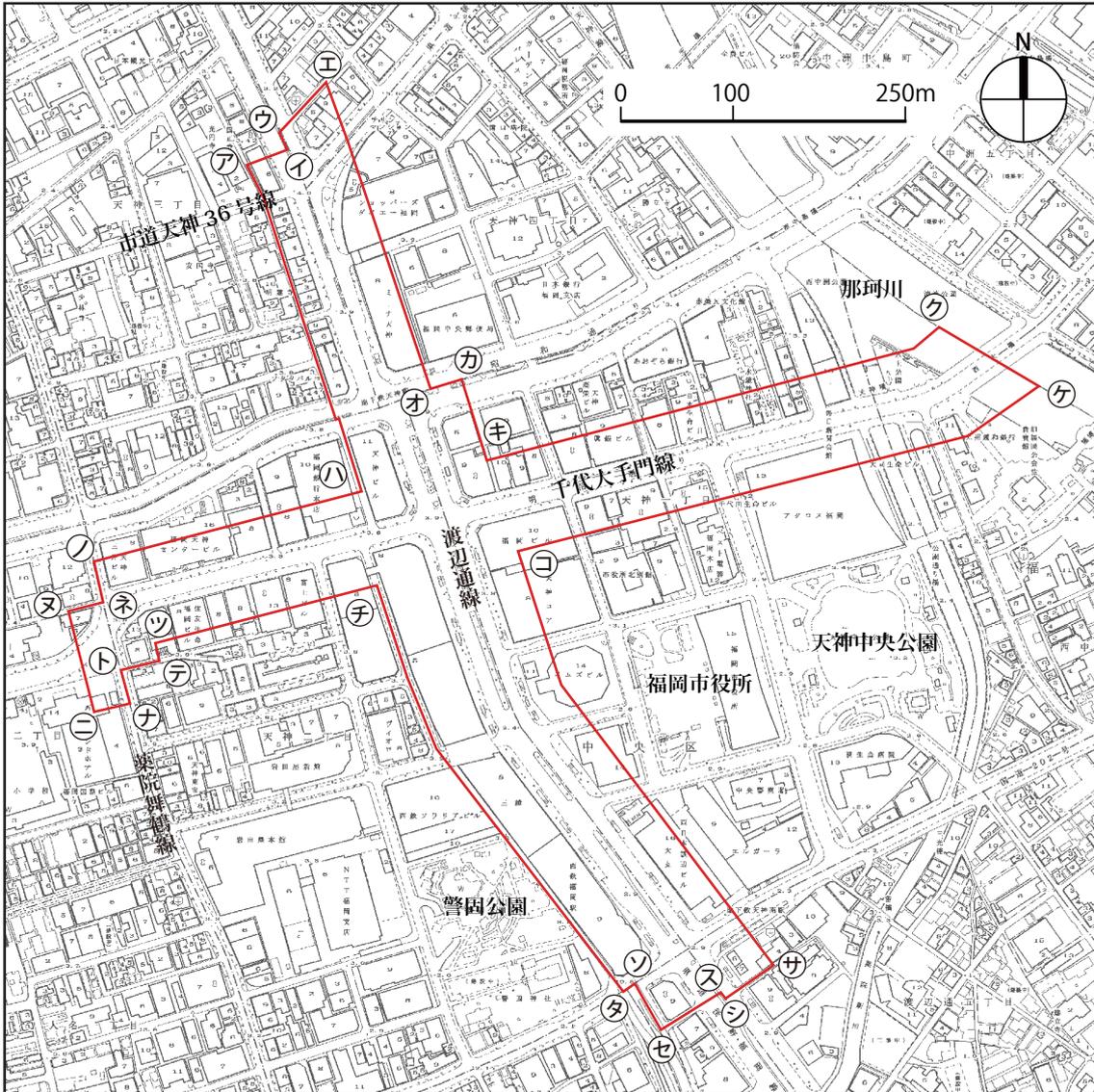
ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しません。

③ 天神（明治通り・渡辺通り）地区 都市景観形成地区

1 区域

天神（明治通り・渡辺通り）地区都市景観形成地区の区域は、下記のとおりです。

都市景観形成地区



凡 例	境界説明表	
都市景観形成地区区域	ア-イ	市道天神 36 号線の境界線から 30 メートル
	イ-ウ、ウ-エ、エ-カ、カ-サ、サ-シ、シ-ス、 ス-セ、セ-ソ、ソ-タ、タ-チ、チ-ト、 ト-ナ、ナ-ネ、ネ-ノ、ノ-ア	道路中心
	エ-オ、カ-キ、コ-サ	福岡都市計画道路渡辺通線の境界線から 30 メートル
	キ-ク、ク-コ、チ-ツ、ナ-ニ、ノ-ハ	福岡都市計画道路千代大手門線の境界線から 30 メートル
	ク-ケ	那珂川の中心
	ツ-テ、ニ-ヌ	福岡都市計画道路薬院舞鶴線の境界線から 30 メートル

2 景観形成方針



都心にふさわしい、時代の変化に耐えうる質の高い都市空間の形成を図ることを目的として、当地区の景観形成方針を次のとおり定めます。

- 美しさ、風格、賑わいの感じられる開かれた空間の形成を図る。
- 緑やオープンスペースのネットワークを構築することにより、快適で回遊性の高い豊かな歩行者空間の形成を図る。
- 多様な人の交流に対応し、ぬくもりが感じられ、安全で魅力あるアメニティ空間の創出を図る。

3 行為の制限



景観形成基準は、下記のとおりです。

行為の制限	
建築物等	<ol style="list-style-type: none">1. 周辺の景観との調和を図る。2. 建築物の低層部（1階及び2階）は、可能な限り不特定多数の人が利用できる用途とする。3. 付属設備は、通りや向かいのビルから直接見えにくいよう位置や囲いの形態等について景観上の配慮をする。4. 自動販売機は、明治通り、渡辺通りに直接面して設置しない。
屋外広告物	<p>共通事項</p> <ol style="list-style-type: none">1. 周辺の景観との調和を図る。2. 明治通り又は渡辺通りに直接面する広告物については、次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none">(1) 表示面積は、この表の備考で定める算出方法に従い、壁面1面につき合計250㎡以内とし、かつ、壁面面積の1/10以下とする。(2) 広告物は、自家用広告物に限る。(3) 道路の上空に係る広告物は、設置してはならない。(4) 窓面広告物は、掲出してはならない。

屋外広告物	低層部 (1階、2階部分)	1. 質の高い洗練された広告物の設置に努め、歩行者空間の賑わいを演出する。
	中高層部 (3階以上の部分)	1. 屋上広告物は、設置してはならない。ただし、掲出する広告物の内容が社名や建物名称であって、当該広告物を設置する工作物が屋上設備等の隠ぺいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであるものについては、この限りでない。 2. 点滅する広告物は、原則として設置してはならない。

備考

天神（明治通り・渡辺通り）地区都市景観形成地区のうち、明治通り又は渡辺通りに面して設置される広告物の掲出面積の算定は、次の表に定めるとおりとします。

種別	(a)面積	(b)係数	(c)算出面積
(1) 壁面広告物	縦×横 (掲出枠)	$\sqrt{(\text{高さ}/10)}$ ※高さ：地上より広告物の中心までの距離	{(a) × (b)}の合計
(2) 懸垂幕	縦×横 (ガイドレール)	0.5 × 箇所数 ※箇所数：集約された複数幕は1とみなす	{(a)の合計} × (b)
(3) 突出看板	縦×横	$\sqrt{(\text{高さ}/10)}$ ※高さ：地上より看板の上端までの距離	{(a) × (b)}の合計

注)

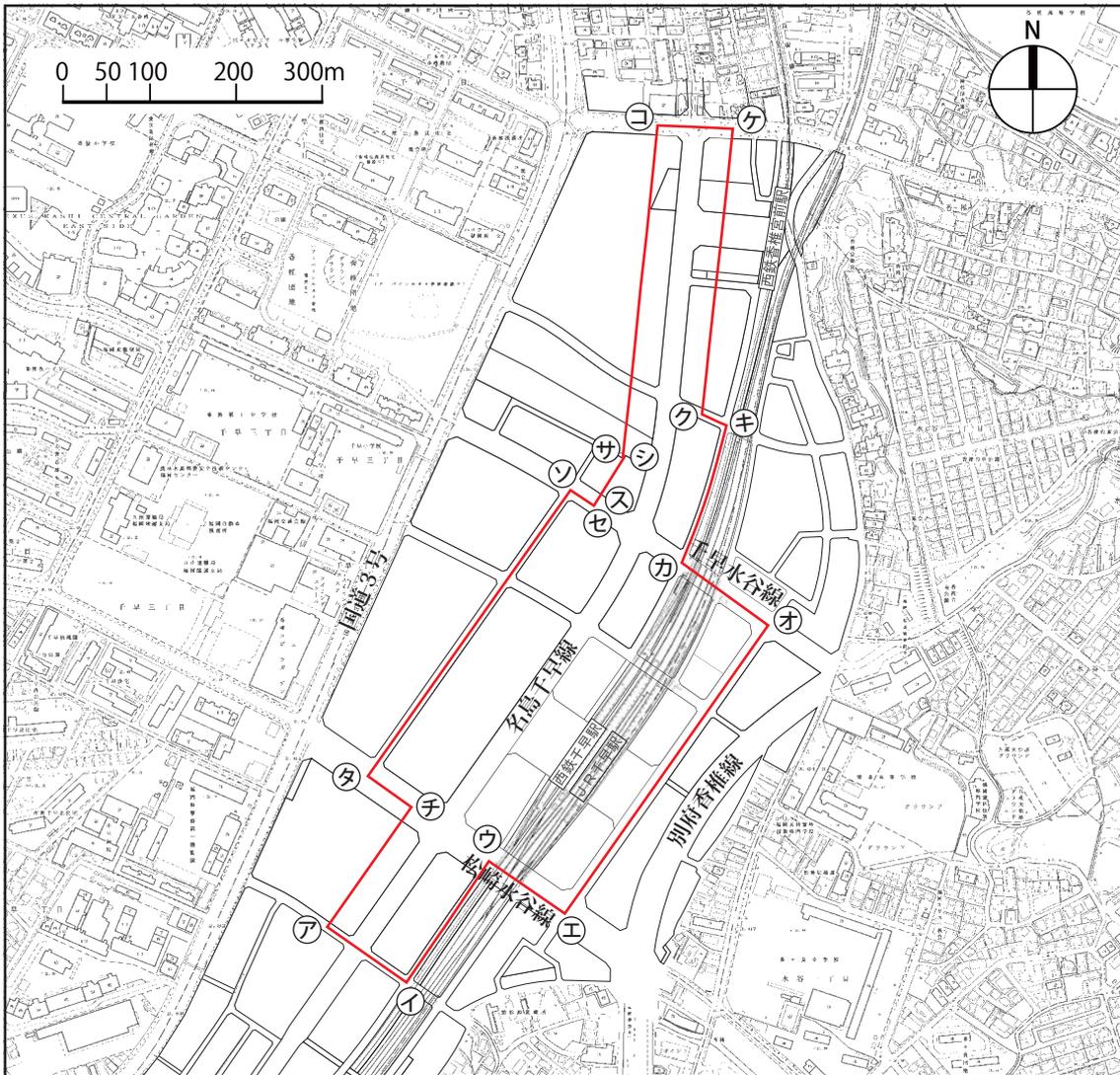
- 1 この表は、壁面広告物、懸垂幕及び突出看板に適用します。
- 2 地上独立広告物その他これに類する広告物は、実面積とします。
- 3 広告物の水平断面が円形である場合は、最大円周の1/3に広告物の高さを乗じて得られる面積を1面とみなします。
- 4 広告物の水平断面が円形の一部である場合は、一部を構成すると考えられる最大円周の1/3又は実延長のうち、小さい方の値に広告物の高さを乗じて得られる面積を1面とみなします。

※市全域や都心ゾーンの景観形成方針・基準があわせて適用されますので、福岡市景観計画本編をご参照下さい。

④ 香椎副都心（千早）地区 都市景観形成地区

1 区域

香椎副都心（千早）地区都市景観形成地区の区域は、下記のとおりです。



凡 例	境界説明表	
 都市景観形成地区区域	ア-イ、イ-ウ、ウ-エ、エ-オ、 オ-カ、カ-キ、キ-ク、ケ-コ、 サ-シ、セ-ソ、ソ-タ、タ-チ、	道路中心
	ク-ケ、コ-サ、チ-ア	福岡都市計画道路名島千早線道路境界線から30メートル
	シ-ス	香椎副都心土地区画整理事業施行区域63-1街区及び62-2街区間の街区境界線
	ス-セ	道路中心線に対し香椎副都心土地区画整理事業施行区域63-1街区及び62-2街区間の街区境界点から引いた垂線

2 景観形成方針



緑にあふれ、人が賑わい、暮らし楽しむまち「香椎副都心」の形成を図ることを目的として、当地区の景観形成方針を以下のとおり定めます。

- 公園や広場が隣接し、花や緑に四季を感じるまち
- 人にやさしく安全で快適に歩けるまち
- 多様な表情・活気にあふれたまち
- 通りのまとまりが感じられるまち

屋外広告物

行為の制限	
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 幹線道路（※注）沿道のまとまりのあるまちなみ形成と賑わいづくりに配慮する。 2. 広告物は、自家用広告物に限る。 3. 点滅する広告物は原則として設置してはならない。 4. 表示面積は、懸垂幕その他の壁面設置広告物及び突出広告物の合計が壁面1面につき250㎡以内とし、かつ、壁面面積の1/10以下とする。 5. 各店舗の看板類などについては、店舗のイメージに合わせるなど、そのデザイン、素材、色彩等を十分検討し、通りの賑わいづくりに配慮する。
屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設置してはならない。
壁面設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 壁面設置広告物は、4階以上の階へは設置してはならない。やむを得ず設置する場合は、建物と一体的にデザインされた施設名称その他これに類するものに限ることとする。
地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高さ3.0メートルを超える地上設置広告物については、幅を1.0メートル以下とする。
突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 突出広告物は、道路へは突出してはならない。 2. 取付位置は突出広告物の下端が地上から2.5メートル以上とする。
窓面広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 窓面広告は、4階以上の階へは設置してはならない。 2. 3階以下の階の窓面に広告物を設置する場合は、当該窓面積の1/2以下とし、窓面全体を広告物により覆ってはならない。
その他の広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日除けテント、バナーフラッグ等を設置する場合は、デザインや色彩に配慮し、アクセントカラーとして彩度の高い色彩を用いるなど、通りの賑わいづくりに配慮する。

※幹線道路とは、福岡都市計画道路名島千早線（駅前広場を含む。）、福岡都市計画道路名香野駅東線（駅前広場を含む。）、福岡都市計画道路松島千早線及び福岡都市計画道路千早水谷線の4路線をいいます。

⑤ アイランドシティ香椎照葉地区 都市景観形成地区

1 区域及び地区区分

アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区の区域及び地区区分は、下記のとおりです。



凡 例		境界説明表	
都市景観形成地区区域		ア-イ	道路境界線
地区区分	戸建住宅地区	イ-ウ	道路境界線
	集合住宅地区	ウ-ア	護岸
その他	産業・複合地区		
	センター地区		
	大規模緑地	3.0m 壁面の位置の制限	
	緑地	2.0m 壁面の位置の制限	
	まちかど広場	1.0m 壁面の位置の制限	
	幹線道路		

注) 壁面の位置の制限については、上に記載のない場合は、地区計画に定められた「壁面の位置の制限」に従うものとします。

2 景観形成方針



先進的な環境共生のまちづくりに向けて、市民や事業者と共働で調和と秩序を持ったまちなみを創出し、保全することを目的として、本地区の景観形成方針を次のように定めます。

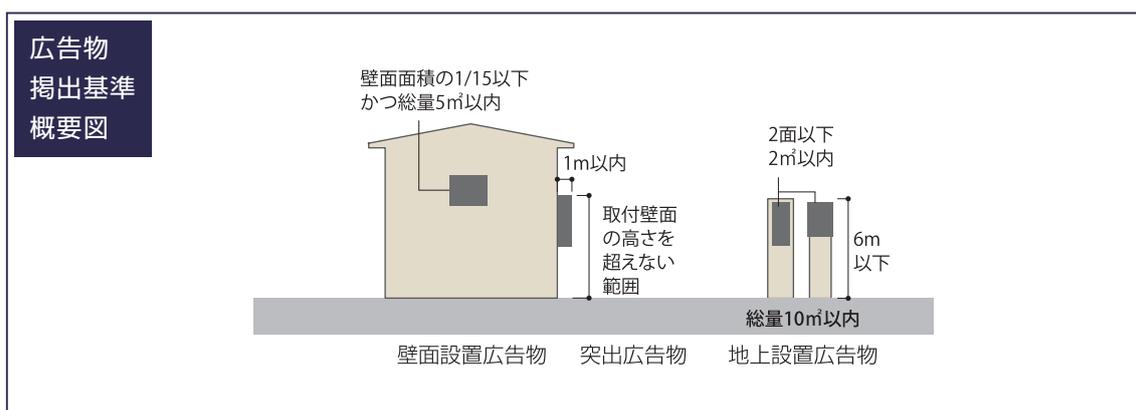
- 海を身近に感じ、海を親しむ空間を形成する。
- 緑豊かなまちを形成する。
- 賑わいや潤いのあるまちを形成する。

地区区分	地区区分の景観形成方針
戸建住宅地区	<ul style="list-style-type: none">・ 海や外周緑地の周辺環境と調和したゆとりと潤いのあるまちなみの形成及び保全を図る。・ 緑豊かで快適な居住環境の形成及び保全を図る。
集合住宅地区	<ul style="list-style-type: none">・ 緑豊かなオープンスペースを持つ快適な居住環境の形成及び保全を図る。・ 緑の連続性など、統一感のある沿道景観の形成及び保全を図る。
産業・複合地区	<ul style="list-style-type: none">・ 人々が集い、憩いのある都市空間の形成及び保全を図る。・ アイランドシティ中央公園などの公共空間と連続した、緑豊かなゆとりあるまちなみの形成及び保全を図る。
センター地区	<ul style="list-style-type: none">・ 周辺の大規模緑地と連携した、ゆとりとふれあいのある、魅力的な都市空間の形成及び保全を図る。・ 地区の中核拠点にふさわしい、賑わいと活気のあるまちなみの形成及び保全を図る。

戸建住宅地区

屋外広告物

行為の制限	
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自家用広告物に限る。 2. 形状、面積、色彩、意匠は、周辺のまちなみとの調和に配慮する。 3. 屋外ビジョン、ネオン管等の露出する広告物及び点滅する広告物は設置してはならない。 4. 蛍光塗料及びこれに類するものは使用してはならない。 5. 道路の上空に係る広告物は設置してはならない。 6. 道路、公園及び緑地からの見え方に配慮する。 7. 設置位置については、集約化し配置をそろえるように努める。
屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設置してはならない。
壁面設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 壁面1面につき、壁面面積の1/15以下かつ5㎡以内とする。 2. 広告物は、広告板（切り文字等を使用したものに限る。）又は壁面利用広告物（塗装による文字等を使用したものに限る。）としなければならない。
地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋外広告物の表示面は、2面以下とする。 2. 表示面積は、1面につき2㎡以内とし、地上から広告物の上端までの高さは6m以下とする。 3. 1敷地あたりの表示面積の総量は、10㎡以内とする。
突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上端は、取り付ける壁面の高さを超えないように設置する。 2. 壁面からの突出幅は、1m以内とする。

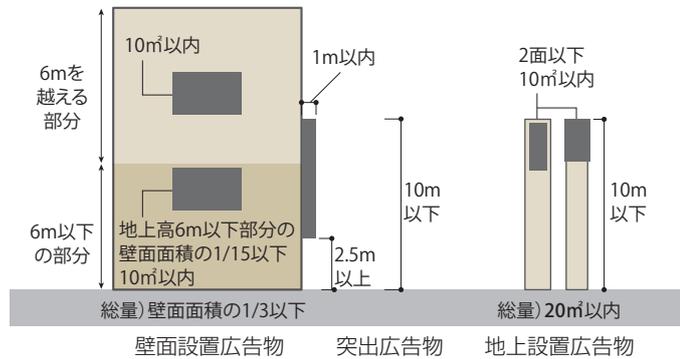


集合住宅地区

屋外広告物

行為の制限	
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自家用広告物に限る。 2. 形状、面積、色彩、意匠は、周辺のまちなみとの調和に配慮する。 3. 屋外ビジョン、ネオン管等の露出する広告物及び点滅する広告物は設置してはならない。 4. 蛍光塗料及びこれに類するものは使用してはならない。 5. 道路の上空に係る広告物は設置してはならない。 6. 道路、公園及び緑地からの見え方に配慮する。 7. 設置位置については、集約化し配置をそろえるように努める。
屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設置してはならない。
壁面設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 壁面1面につき、壁面面積の1/3以下とし、かつ、地上高6mを超える範囲にあつては10㎡以内とし、地上高6m以下の範囲にあつては地上高6m以下の部分の壁面面積の1/15以下かつ10㎡以内とする。 2. 広告物は、広告板（切り文字等を使用したものに限る。）又は壁面利用広告物（塗装による文字等を使用したものに限る。）としなければならない。
地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋外広告物の表示面は、2面以下とする。 2. 表示面積は、1面につき10㎡以内とし、地上から広告物の上端までの高さは10m以下とする。 3. 1敷地あたりの表示面積の総量は、20㎡以内とする。
突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上から広告物の下端までの高さが2.5m以上、上端までの高さが10m以下とする。 2. 壁面からの突出幅は、1m以内とする。

広告物 掲出基準 概要図



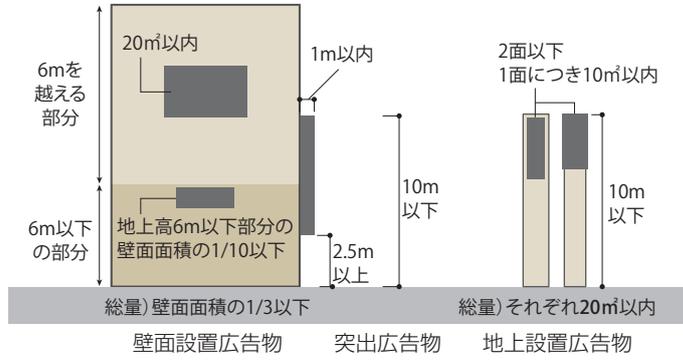
産業・複合地区

屋外広告物

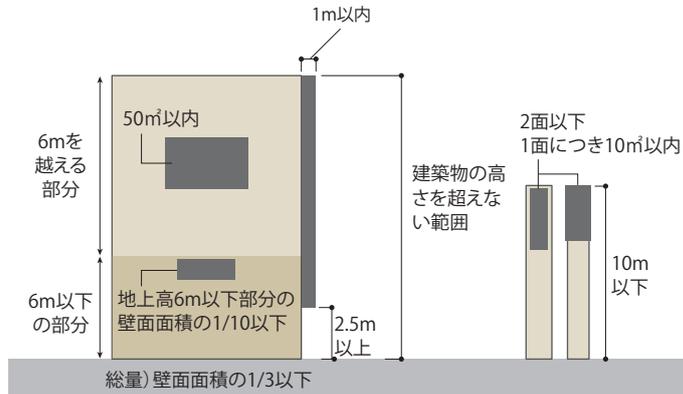
行為の制限	
共通事項	<ol style="list-style-type: none">1. 自家用広告物に限る。2. 形状、面積、色彩、意匠は、周辺のまちなみとの調和に配慮する。3. 屋外ビジョン、ネオン管等の露出する広告物及び点滅する広告物は設置してはならない。4. 蛍光塗料及びこれに類するものは使用してはならない。5. 道路の上空に係る広告物は設置してはならない。6. 道路、公園及び緑地からの見え方に配慮する。7. 設置位置については、集約化し配置をそろえるように努める。
屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none">1. 設置してはならない。
壁面設置広告物	<ol style="list-style-type: none">1. 大規模緑地に面する場合は、壁面1面につき、壁面面積の1/3以下とし、かつ、地上高6mを超える範囲にあつては20㎡以内とし、地上高6m以下の範囲にあつては地上高6m以下の部分の壁面面積の1/10以下とする。2. 前項に定める場合以外の場合は、壁面1面につき、壁面面積の1/3以下とし、かつ、地上高6mを超える範囲にあつては50㎡以内とし、地上高6m以下の範囲にあつては地上高6m以下の部分の壁面面積の1/10以下とする。3. 広告物は、広告板（切り文字等を使用したものに限る。）又は壁面利用広告物（塗装による文字等を使用したものに限る。）としなければならない。ただし、広告物の最高高さが6m以下であり、かつ、特別の事情のある場合は、この限りでない。4. 全てが住宅用途の場合は、集合住宅地区の基準を適用する。
地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none">1. 屋外広告物の表示面は、2面以下とする。2. 表示面積は、1面につき10㎡以内、かつ、地上から広告物の上端までの高さは10m以下とする。3. 大規模緑地に面した壁面後退の最低基準の範囲については、表示面積の総量はそれぞれ20㎡以内とする。4. 全てが住宅用途の場合は、集合住宅地区の基準を適用する。
突出広告物	<ol style="list-style-type: none">1. 大規模緑地に面する場合は、地上から広告物下端までの高さが2.5m以上、上端までの高さが10m以下とする。2. 前項に定める場合以外の場合は、地上から広告物下端までの高さが2.5m以上とし、上端までの高さが建築物の高さを超えないものとする。3. 壁面からの突出幅は、1m以内とする。4. 全てが住宅用途の場合は、集合住宅地区の基準を適用する。

広告物
掲出基準
概要図

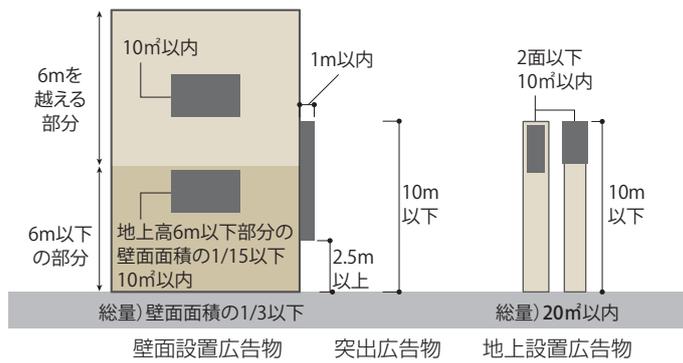
〈大規模緑地に面する場合〉



〈その他の場合〉



〈全てが住宅用途の場合〉



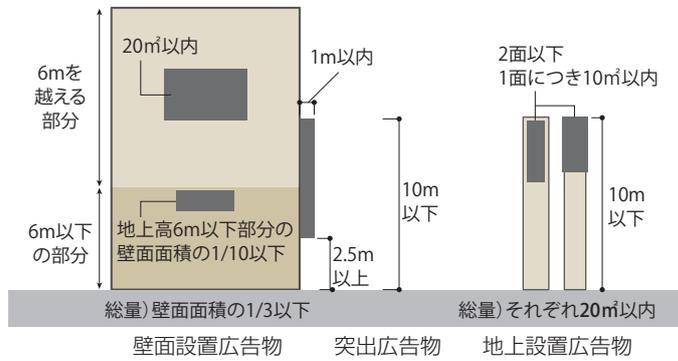
センター地区

屋外広告物

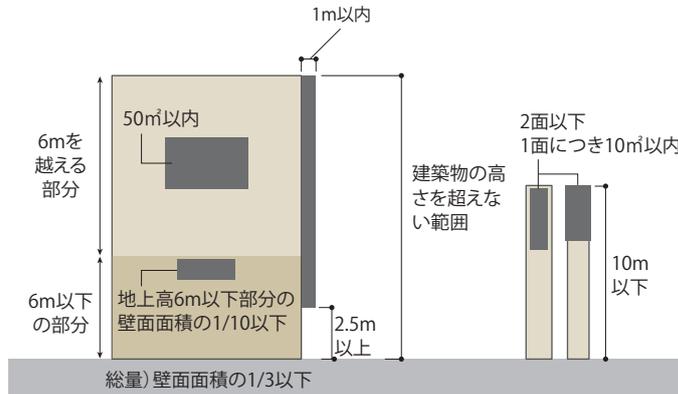
行為の制限	
共通事項	<ol style="list-style-type: none">1. 自家用広告物に限る。2. 形状、面積、色彩、意匠は、周辺のまちなみとの調和に配慮する。3. 屋外ビジョン、ネオン管等の露出する広告物及び点滅する広告物は設置してはならない。4. 蛍光塗料及びこれに類するものは使用してはならない。5. 道路の上空に係る広告物は設置してはならない。6. 道路、公園及び緑地からの見え方に配慮する。7. 設置位置については、集約化し配置をそろえるように努める。
屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none">1. 設置してはならない。
壁面設置広告物	<ol style="list-style-type: none">1. 大規模緑地に面する場合は、壁面1面につき、壁面面積の1/3以下とし、かつ、地上高6mを超える範囲にあつては20㎡以内とし、地上高6m以下の範囲にあつては地上高6m以下の部分の壁面面積の1/10以下とする。2. 前項に定める場合以外の場合は、壁面1面につき、壁面面積の1/3以下とし、かつ、地上高6mを超える範囲にあつては50㎡以内とし、地上高6m以下の範囲にあつては地上高6m以下の部分の壁面面積の1/10以下とする。3. 広告物は、広告板（切り文字等を使用したものに限る。）又は壁面利用広告物（塗装による文字等を使用したものに限る。）としなければならない。ただし、広告物の最高高さが6m以下であり、かつ、特別の事情のある場合は、この限りでない。4. 全てが住宅用途の場合は、集合住宅地区の基準を適用する。
地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none">1. 屋外広告物の表示面は、2面以下とする。2. 表示面積は、1面につき10㎡以内、かつ、地上から広告物の上端までの高さは10m以下とする。3. 大規模緑地に面した壁面後退の最低基準の範囲については、表示面積の総量はそれぞれ20㎡以内とする。4. 全てが住宅用途の場合は、集合住宅地区の基準を適用する。
突出広告物	<ol style="list-style-type: none">1. 大規模緑地に面する場合は、地上から広告物の下端までの高さが2.5m以上、上端までの高さが10m以下とする。2. 前項に定める場合以外の場合は、地上から広告物の下端までの高さが2.5m以上とし、上端までの高さが建築物の高さを超えないものとする。3. 壁面からの突出幅は、1m以内とする。4. 全てが住宅用途の場合は、集合住宅地区の基準を適用する。

広告物
掲出基準
概要図

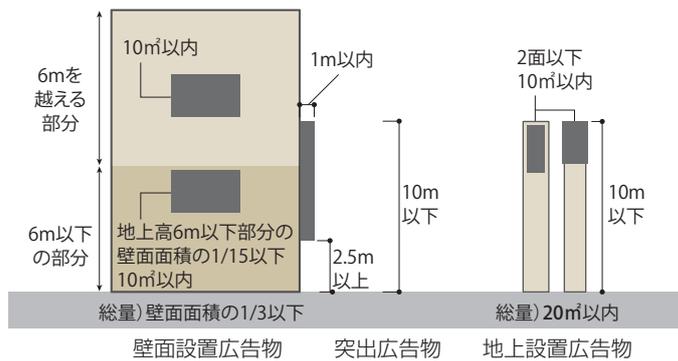
〈大規模緑地に面する場合〉



〈その他の場合〉



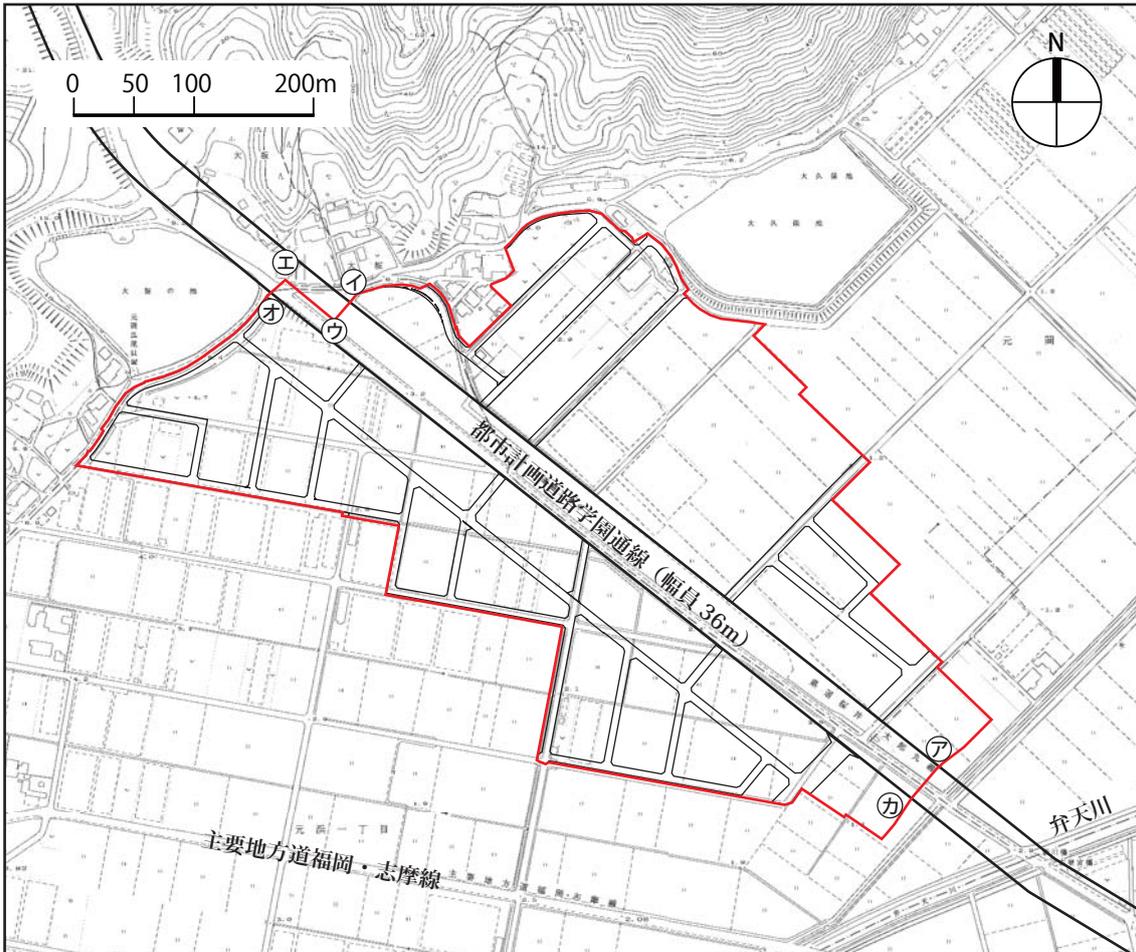
〈全てが住宅用途の場合〉



⑥ 元岡地区 都市景観形成地区

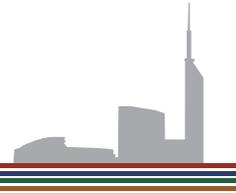
1 区域

元岡地区都市景観形成地区の区域は、下記のとおりです。



凡例	境界説明表	
 都市景観形成地区区域	㉗-㉙	区画整理界
	㉙-㉚	見通し界
	㉚-㉛	道路中心線
	㉛-㉜	見通し界
	㉜-㉝	区画整理界
	㉝-㉞	見通し界

2 景観形成方針



緑に囲まれ、大学に隣接する主要な幹線沿いにおいて自然と研究・開発・交流機能や居住機能が融合した未来を拓き新しい街の形成を図ることを目的として、当地区の景観形成方針を次のように定めます。

- 風格とにぎわいのある通りの形成に努める。
- 緑豊かな住環境の形成に努める。



落ち着いた佇まいの建築物



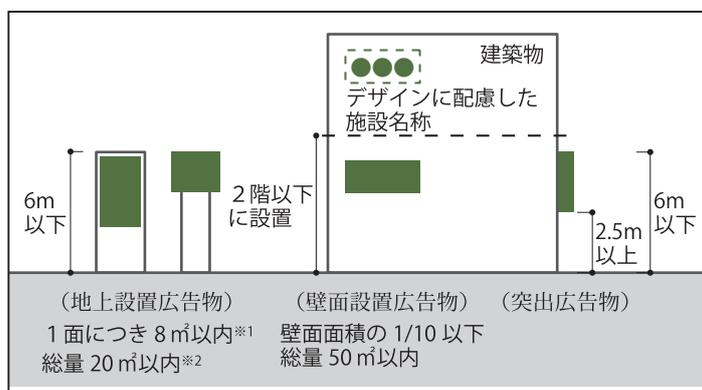
豊かな緑

屋外広告物

行為の制限	
共通事項	1. 自家用広告物に限る。 2. 形状、面積、色彩、意匠は、周辺の景観に調和したものとする。 3. 点滅する広告物は設置してはならない。 4. 蛍光塗料及びこれに類するものは使用してはならない。 5. 道路の上空に係る広告物は、設置してはならない。
屋上設置広告物	1. 設置してはならない。
壁面設置広告物	1. 壁面1面につき、壁面の1/10、かつ、50㎡以内とする。 2. 3階以上の階へは設置してはならない。やむを得ず設置する場合は、デザインに配慮した施設名称に限る。 3. 窓面には、設置してはならない。
地上設置広告物	1. 地上の広告塔は、地上から広告物の上端までの高さは6m以下、かつ、表示面積は1面につき8㎡以内とし、広告塔1つあたりの表示面積の総量を20㎡以内とする。 2. 地上の広告板は、地上から広告物の上端までの高さは6m以下、かつ、表示面積は1面につき8㎡以内とする。 3. 地上の広告塔及び広告板の1敷地あたりの表示面積の総量は、20㎡以内とする。ただし、1敷地の面積が2,000㎡を超える場合については、40㎡とする。
突出広告物	1. 建築物より突出する広告物は、地上から広告物の下端までの高さが2.5m以上、かつ、上端までの高さが6m以下とする。 2. 上端は、取り付ける壁面の高さを超えないように設置する。 3. 同一壁面において複数設置する場合は、形状、面積、色彩、意匠の統一を図るものとする。

※ただし、イベント等一時的に使用する屋外広告物で1ヶ月未満のものについては、屋外広告物の基準は適用しません。

■ 屋外広告物掲載基準概要図



※1 1面当たりの面積。広告塔1つあたりの総量は20㎡以内とする

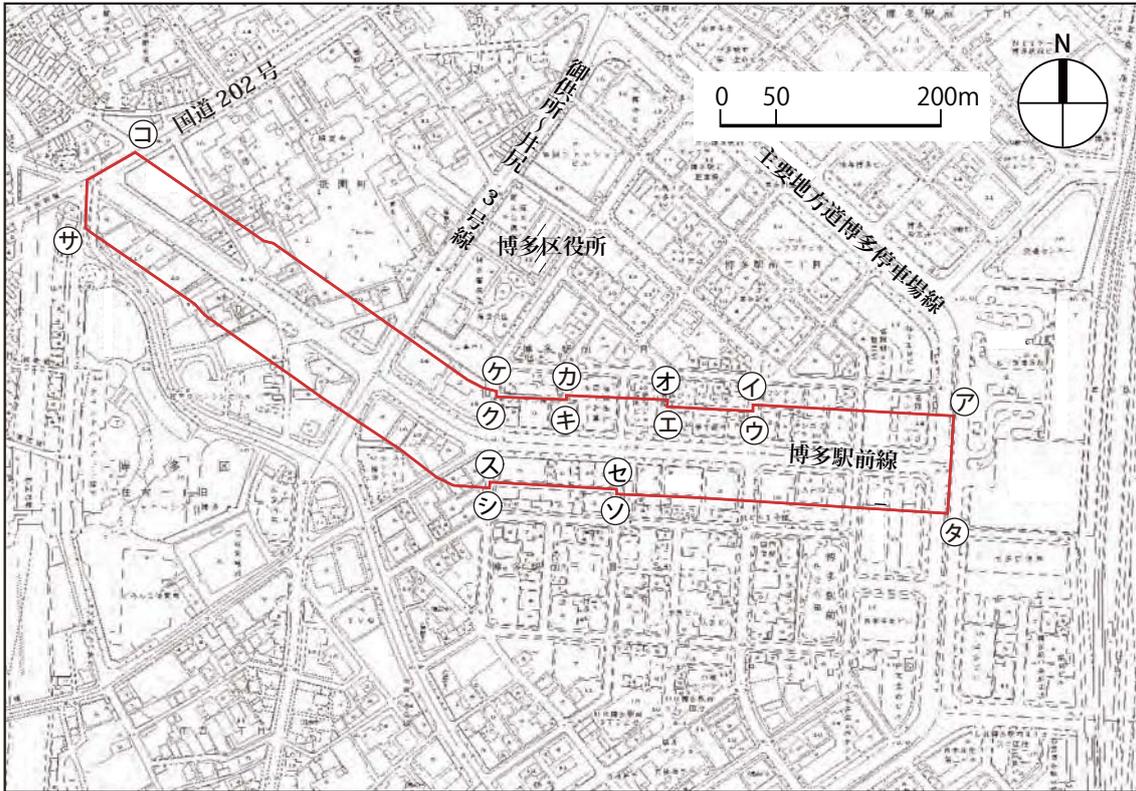
※2 1敷地の面積が2,000㎡を超える場合については40㎡とする

⑦ 博多駅前通り地区 都市景観形成地区

1 区域

はかた駅前通り地区都市景観形成地区の区域は、下記のとおりです。

都市景観形成地区



凡例	境界説明表	
 都市景観形成地区区域	ア-イ、オ-カ、ケ-コ、サ-シ、ソ-タ	博多駅前線の境界線から30メートル
	イ-ウ、ウ-エ、エ-オ、カ-キ、キ-ク、ク-ケ、コ-サ、シ-ス、ス-セ、セ-ソ、タ-ア	道路中心線

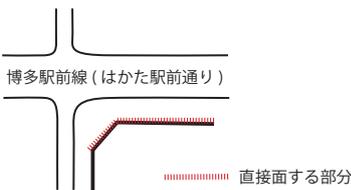
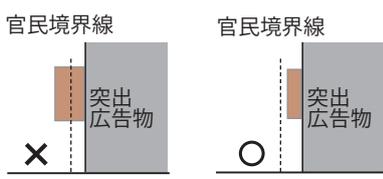
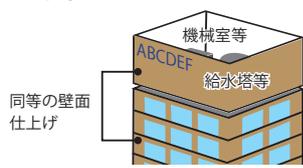
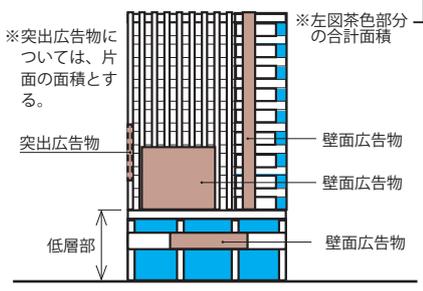
2 景観形成方針



博多駅地区と天神地区をつなぎ、博多のまちの新たなシンボルとなる魅力的な都市空間の形成を目的として、当地区の景観形成方針を次のとおり定めます。

- 美しさ、風格、賑わいの感じられる空間の形成を図る。
- 緑やオープンスペースのネットワークを創出することにより、快適で潤いのある歩行者空間の形成を図る。
- 多様な人が交流し、楽しさとぬくもりが感じられるアメニティ空間の創出を図る。

屋外広告物

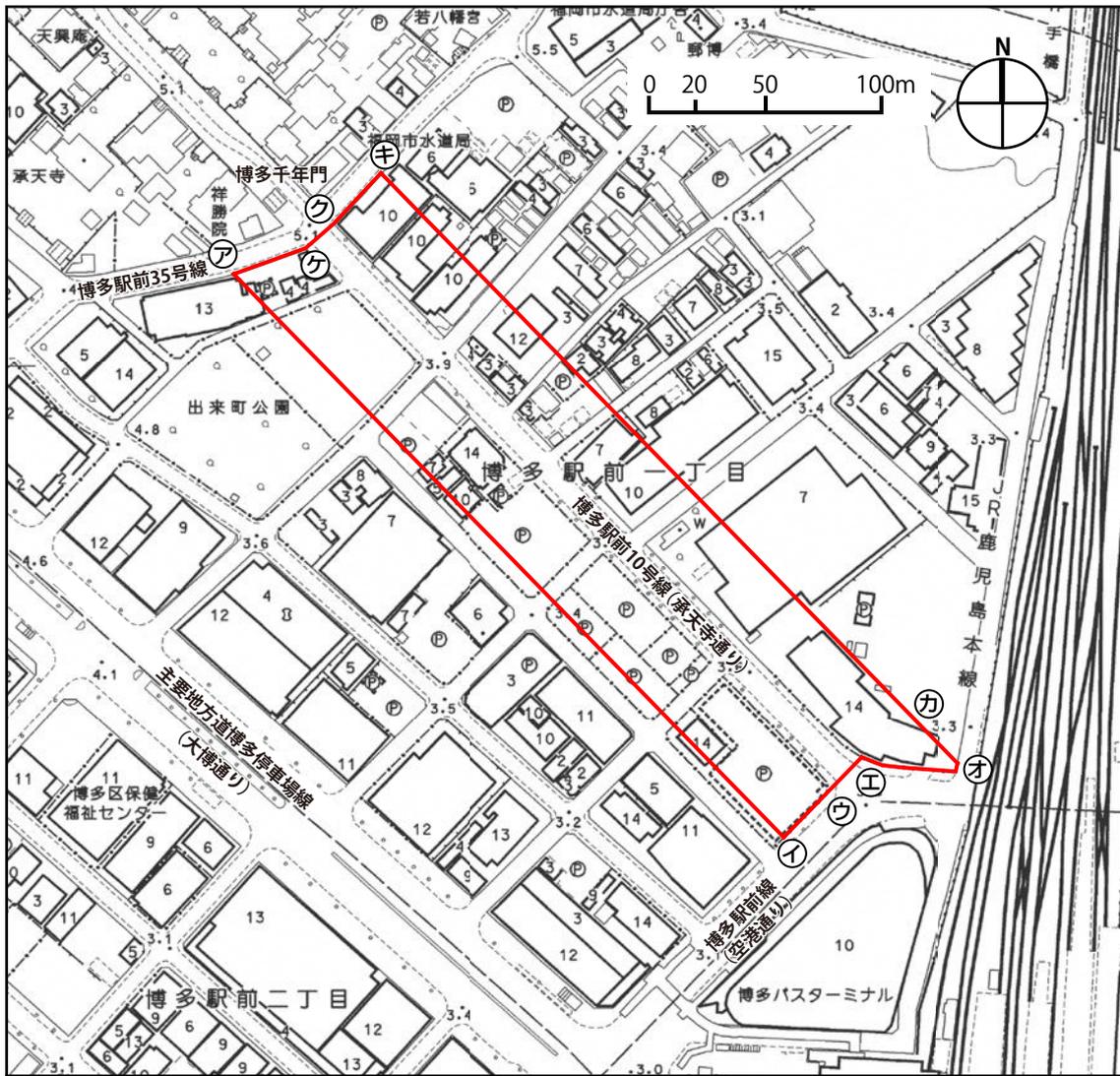
行為の制限	
共通事項	<p>1. 周辺と調和した、質の高い広告物の設置に努める。</p> <p>2. 広告物（博多駅前線に直接面しないものは除く。）については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自家用広告物に限る。</p> <p>(2) ネオン管の露出、点滅する広告物（屋外ビジョンは除く。）は設置してはならない。</p> <p>(3) 蛍光塗料及びこれに類するものは使用してはならない。</p> <p>(4) 道路の上空に係る広告物は設置してはならない。ただし、一般公共の用に供される駐車施設の利用に関する必要最低限のサインを設置する場合は、この限りではない。</p> <p>(5) 窓面に広告物を設置する場合は、低層部（1階及び2階）に限る。</p>
	<p>○屋外広告物は、通りの景観を形成する重要な要素であるため、過度に掲出されないよう自家用広告物に限定して、適切に表示される必要があります。</p> <p>※自家用広告物とは、自己の氏名、名称、商店、商標等または自己の事業、営業の内容を、自己の住所または事業所、営業所等に表示するもの。</p> <p>○博多駅前線に直接面する広告物について</p>  <p>○突出広告物について</p> 
屋上設置広告物	<p>1. 設置してはならない。ただし、掲出する広告物が屋上設備等の隠ぺいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであるものについては、この限りでない。</p> <p>○屋上設備等の隠ぺいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであれば、屋上設置広告物も掲出できます。</p> 
壁面設置広告物・突出広告物	<p>1. 壁面設置広告物及び突出広告物（博多駅前線に直接面しないものは除く。）の表示面積の合計は、壁面1面につき壁面面積の6分の1以下とする。</p> <p>壁面広告物+懸垂幕+突出広告物 (=1壁面に取り付けられた広告物全ての総面積*)</p> <p style="text-align: center;">\leq建築物の1壁面面積×1/6</p>  <p>※突出広告物については、片面の面積とする。</p> <p>※左図茶色部分の合計面積</p>

⑧ 承天寺通り地区 都市景観形成地区

1 区域

承天寺通り地区都市景観形成地区の区域は、下記のとおりです。

都市景観形成地区



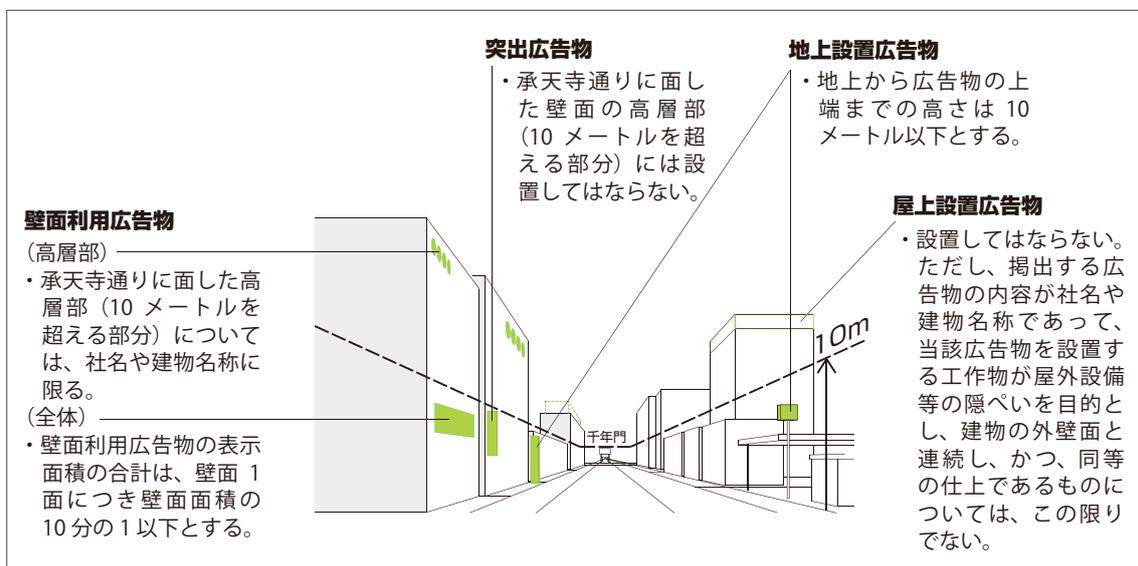
凡例	境界説明表	
 都市景観形成地区区域	ア-イ、カ-キ	博多駅前10号線の道路境界線から30メートル
	イ-ウ、エ-オ、キ-ク ケ-ア	道路境界線
	ウ-エ、オ-カ、ク-ケ	見通し界

※敷地の一部が区域に含まれる場合は、敷地全体に都市景観形成地区の基準が適用されます。

③屋外広告物

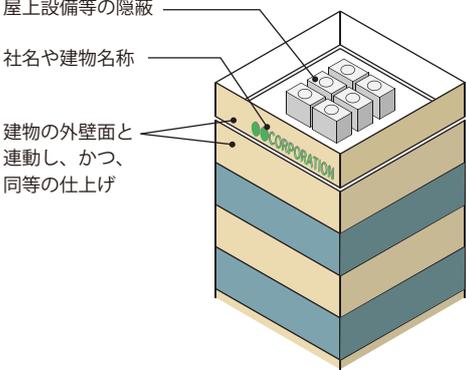
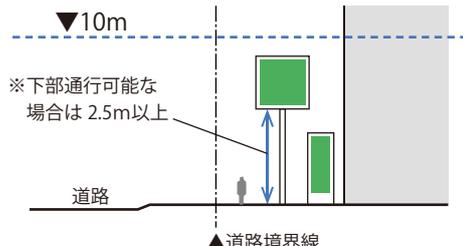
行為の制限	
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区全体で調和を図り、歴史・風格を感じられる落ち着いた意匠・形態・材料・色彩・照明等とする。 2. 博多千年門の眺望及び承天寺通り北側や境内等、周辺からの見え方に配慮する。 3. 掲出は必要最小限とし、集約化や設置位置に配慮する。 4. 自家用広告物に限る。 5. 承天寺通りの上空に係る広告物は設置してはならない。 6. ネオン管の露出する広告物は設置してはならない。 7. 発光可変表示式広告物(電飾看板、LEDビジョン等)を設置する場合は、低層部(10メートル以下の部分)に限る。面積の合計は1.0平方メートル以内とする。 8. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することは避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。
屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設置してはならない。ただし、掲出する広告物の内容が社名や建物名称であって、当該広告物を設置する工作物が屋上設備等の隠ぺいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであるものについては、この限りでない。
壁面利用広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 壁面利用広告物の表示面積の合計は、壁面1面につき壁面面積の10分の1以下とする。 2. 承天寺通りに面した高層部(10メートルを超える部分)については、社名や建物名称に限る。
地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上から広告物の上端までの高さは10メートル以下とする。
突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 承天寺通りに面した壁面の高層部(10メートルを超える部分)には設置してはならない。

■ 広告物掲出基準概要図



③屋外広告物

対象	行為の制限	解説・イメージ
<p>共通事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区全体で調和を図り、歴史・風格を感じられる落ち着いた意匠・形態・材料・色彩・照明等とする。 2. 博多千年門の眺望及び承天寺通り北側や境内等、周辺からの見え方に配慮する。 3. 掲出は必要最小限とし、集約化や設置位置に配慮する。 4. 自家用広告物に限る。 5. 承天寺通りの上空に係る広告物は設置してはならない。 6. ネオン管の露出する広告物は設置してはならない。 7. 発光可変表示式広告物(電飾看板、LEDビジョン等)を設置する場合は、低層部(10メートル以下の部分)に限る。面積の合計は1.0平方メートル以内とする。 8. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することは避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 	<p>○切文字を採用し、キャラクター等は避けましょう。複数テナントで統一化を図り、集約して表示するなどの工夫を行いましょう。</p> <p>○看板を照らす照明や発光可変表示式広告物の輝度は、周辺環境に配慮したものとしましょう。</p> <p>○低層部の壁面全体に文字を配置したり、大きすぎる文字は避けましょう。店舗名等以外の広告物は、壁面への設置を避けるか、大きさやデザインに配慮したものとしましょう。</p> <p>○低層部の窓面は、広告物や張り紙等で、必要以上にふさがないようにしましょう。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>○広告物は、地色の色彩を壁面と同系色としたり、高彩度の利用を抑え、落ち着いたものにしましょう。また、コーポレートカラーや企業ロゴ等については、風格・歴史伝統と調和した広告物とするため、意匠・材料・色彩・背景等の工夫や、表示位置、使用する面積を限定する等の工夫を行いましょう。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>窓面広告物について</p>

<p>屋上設置広告物</p>	<p>1. 設置してはならない。 ただし、掲出する広告物の内容が社名や建物名称であって、当該広告物を設置する工作物が屋上設備等の隠ぺいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであるものについては、この限りでない。</p>	<p>○屋上設置広告物の掲出が可能な例。</p> 
<p>壁面利用広告物</p>	<p>1. 壁面利用広告物の表示面積の合計は、壁面1面につき壁面面積の10分の1以下とする。 2. 承天寺通りに面した高層部（10メートルを超える部分）については、社名や建物名称に限る。</p>	<p>○壁面利用広告物の表示面積の合計を壁面1面につき壁面面積の10分の1以下とした場合。</p> 
<p>地上設置広告物</p>	<p>1. 地上から広告物の上端までの高さは10メートル以下とする。</p>	<p>○地上設置広告物を掲出する場合の設置可能な高さ範囲。</p> 
<p>突出広告物</p>	<p>1. 承天寺通りに面した壁面の高層部（10メートルを超える部分）には設置してはならない。</p>	<p>○突出広告物を掲出する場合の設置可能な高さ範囲。</p> 